

日本農林規格の見直しについて

「生産情報公表牛肉」

生産情報公表牛肉の日本農林規格の見直しについて（案）

平成 20 年 3 月 5 日
農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条の規定及び「JAS 規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成 17 年 8 月農林物資規格調査会決定）に基づき、生産情報公表牛肉の日本農林規格（平成 15 年 10 月 31 日農林水産省告示第 1794 号）について、特色規格の性格を有するとして、所要の見直しを行う。

2 内容

生産情報公表牛肉の日本農林規格について、生産、加工及び流通の実態を踏まえ、

- （1）管理者の公表内容を見直すこと
 - （2）新たに公表の対象となった動物用医薬品の薬効別分類を追加すること
 - （3）家畜市場を通じて購入した肉用子牛の取扱を見直すこと
 - （4）「生産情報公表牛肉」の用語の表示方法を見直すこと
- 等の見直しを行う。

生産情報公表牛肉について

1 規格の位置づけ

「生産情報公表牛肉の日本農林規格」は、消費者の信頼の確保を図るため、牛肉の生産履歴に関する情報を正確に伝えることを第三者が認証するものであり、「特色規格」として位置づけられる。

2 生産状況及び規格の利用実態

生産行程管理者等	生産行程管理者数 34事業者 小分業者数 43事業者 注) 平成19年10月1日現在			
国内流通量	国内流通量の推移(千トン)			
	年次	国内生産量	輸入量	合計
	平成16年	356	450	806
	平成17年	348	458	806
	平成18年	346	467	813
	注) 国内生産量は農林水産省「畜産物流通統計」、輸入量は財務省「日本貿易統計」(部分肉ベース)			
格付率	0.4%(18年度)			
他法令等での引用	なし			

生産情報公表牛肉の日本農林規格の一部改正（案）の概要

1 管理者の公表方法の見直し（第2条関係）

生産情報公表農産物のJAS規格等との整合性を図り、管理者が複数の場合にあっては、代表者として生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先の情報を公表することにより、個々の管理者の連絡先は認定生産行程管理者に確認できることから、個々の管理者の連絡先を省略できるように改める。

（定義）

用 語	改正案	現 行
生産情報	牛肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 (3) 管理者（牛の所有者その他牛を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日（<u>認定生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律175号）第14条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。）の情報を公表する場合にあっては、認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理者の氏名又は名称及び住所並びに管理の開始の年月日</u>） (4) 〔略〕 (5) 〔略〕	牛肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 出生の年月日 (2) 雌雄の別 (3) 管理者（牛の所有者その他牛を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日 (4) 牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日 (5) とさつの年月日

	(6) [略] [削る。] [(3)に移動] (7) [略] (8) [略] (9) [略]	(6) 牛の種別 (7) 牛の管理者の連絡先 (8) と畜者の氏名又は名称及び 連絡先並びに当該牛がとさつ されたと畜場の名称及び所在 地 (9) 管理者が給餌した飼料の名 称 (10) 管理者が使用した動物用医 薬品（薬事法（昭和３５年法 律第１４５号）第４９条の規 定により農林水産大臣が指定 する医薬品並びに同法第８３ 条の４第１項又は第８３条の ５第１項の規定により使用者 が遵守すべき基準が定められ た医薬品に限る。以下同じ。） の薬効別分類及び名称
--	--	---

2 動物用医薬品の薬効別分類の見直し（第２条関係）

管理者が使用した動物用医薬品（要指示薬医薬品及び使用規制対象医薬品）については、薬効別分類及び名称を公表することとなっているが、薬効別分類が定められていない動物用医薬品が新たに指定されたことから、該当する動物用医薬品の薬効別分類を追加する。

（薬効別分類）

改正案	現 行
4 第１項の表生産情報の項(10)の薬効別分類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(9) [略]	4 第１項の表生産情報の項(10)の薬効別分類は、次に掲げるとおりとする。 (1) 麻酔剤 (2) 催眠鎮静剤 (3) 解熱鎮痛消炎剤 (4) 鎮痙剤 (5) 自律神経剤 (6) 強心剤

	(7) 鎮咳きよ痰剤 (8) 利尿剤 (9) (6)から(8)までに掲げる薬剤以外の循環器官系用剤、呼吸器官系用剤及び泌尿器官系用剤
(10) <u>整胃腸剤（止瀉、吸着、消泡剤を含む。）</u> (11) 〔略〕 (12) 〔略〕 (13) <u>肝臓疾患用剤及び解毒剤</u> (14) 〔略〕 (15) 〔略〕 (16) 〔略〕 (17) 〔略〕 (18) 〔略〕 (19) (14)から(18)までに掲げる薬剤以外の病原微生物及び寄生性皮膚疾患用剤 (20) 〔略〕 (21) 〔略〕 (22) (20)及び(21)までに掲げる薬剤以外の生物学的製剤	(10) ホルモン剤 (11) 子宮収縮剤 (12) サルファ剤 (13) 合成抗菌剤 (14) 抗原虫剤 (15) 抗生物質製剤 (16) 内寄生虫駆除剤 (17) (12)から(16)までに掲げる薬剤以外の寄生性皮膚疾患用剤 (18) ワクチン (19) 抗血清 (20) (18)及び(19)までに掲げる薬剤以外の生物学的製剤

3 家畜市場から購入した肉用子牛の取扱の見直し（第3条関係）

多くの肥育農家が肉用子牛を家畜市場から購入している実態を踏まえ、認定生産行程管理者が外注管理（生産行程の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。）していない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて購入した肉用子牛のうち、給餌した飼料及び使用した動物用医薬品の生産情報が確認できるものについては、J A S規格で定める生産情報を有するものとする。

（生産情報公表特定牛肉の規格）

事 項	改正案	現 行
生産情報の記録及び保管	生産情報のうち、次に掲げるものを正確に記録し、かつ、その記録を保管していること。 <u>ただ</u>	生産情報のうち、次に掲げるものを正確に記録し、かつ、その記録を保管していること。

	し、認定生産行程管理者が外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせていることをいう。）していない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて購入した肉用子牛のうち、肉用子牛の生産者が給餌した飼料の名称及び使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称が記録及び保管されているもの にあつては、(1)及び(2)の生産情報を有するものとする。 (1)～(6) 〔略〕	(1) 管理者が給餌した飼料の名称 (2) 管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称 (3) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生の年月日 (4) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生から当該牛が輸入されるまでの間の管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日 (5) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生から当該牛が輸入されるまでの間の牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日 (6) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生から当該牛が輸入されるまでの間の牛の管理者の連絡先
--	--	--

4 「生産情報公表牛肉」の表示位置の見直し（第4条及び第6条関係）

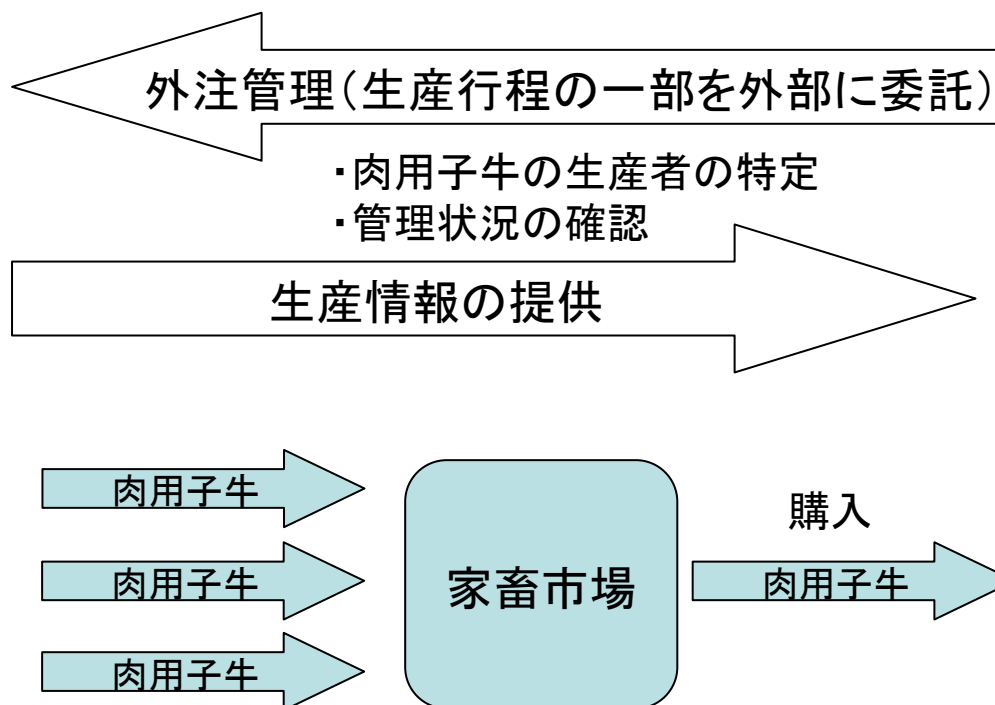
生産情報公表農産物のJAS規格等との整合性を図り、「生産情報公表牛肉」の表示を、プライスラベル等の限られた表示スペースに創意工夫ができるように、名称に近接した箇所に表示できることとする。

（生産情報公表特定牛肉の品質に関する表示の基準）

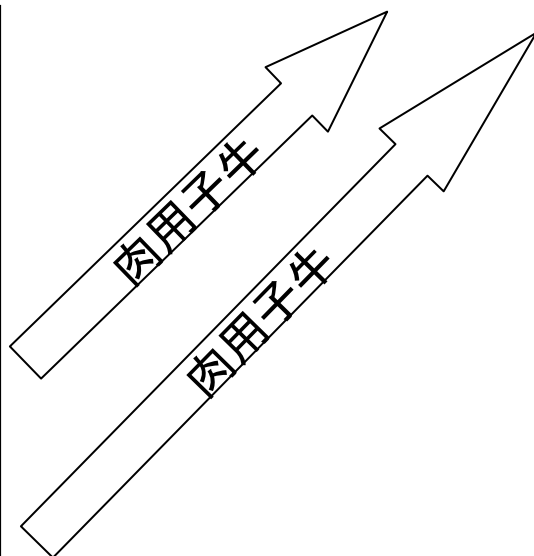
事 項	改正案	現 行
表示の方法	生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第524号）第3条第1項第1号に掲げる事項及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表牛肉」と記載すること。 (2) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、<u>小売販売業者</u>以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。	生鮮食品品質表示基準第3条第1項第1号に掲げる事項及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称の次に括弧を付して「生産情報公表牛肉」と記載すること。 (2) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、<u>小売業者</u>以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。

認定生産行程管理者が家畜市場から購入した肉用子牛の取扱

認定生産行程管理者が
外注管理している肉用子牛の生産者



認定生産行程管理者が
外注管理していない肉用子牛の生産者



外注管理していないのでJASの
対象外

子牛の取引状況
(H18年度)

出生頭数	141万頭
市場取引	57%
市場外取引	21%
取引外	22%

生産情報公表牛肉の日本農林規格（平成１５年１０月３１日農林水産省告示第１７９４号）の一部改正新旧対照表（案）

改 正 案		現 行	
生産情報公表牛肉の日本農林規格 (目的) 第1条 〔略〕 (定義) 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		生産情報公表牛肉の日本農林規格 (目的) 第1条 この規格は、生産情報公表牛肉の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 (定義) 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
用 語	定 義	用 語	定 義
生産情報	牛肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 (3) 管理者（牛の所有者その他牛を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、 <u>住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日（認定生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律175号）第14条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。）の情報を公表する場合にあっては、認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理者の氏名又は名称及び住所並びに管理の開始の年月日）</u> (4) 〔略〕 (5) 〔略〕 (6) 〔略〕 〔削る。〕 [(3)に移動] (7) 〔略〕 (8) 〔略〕 (9) 〔略〕	生産情報	牛肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 出生の年月日 (2) 雌雄の別 (3) 管理者（牛の所有者その他牛を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日 (4) 牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日 (5) とさつの年月日 (6) 牛の種別 (7) <u>牛の管理者の連絡先</u> (8) と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたときと畜場の名称及び所在地 (9) 管理者が給餌した飼料の名称 (10) 管理者が使用した動物用医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第49条の規定により農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第83条の4第1項又は第83条の5第1項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品に限る。以下同じ。）の薬効別分類及び名称
〔略〕	〔略〕	生産情報公表牛肉	生産情報公表特定牛肉及び生産情報公表輸入牛肉をいう。
〔略〕	〔略〕	生産情報公表特定牛肉	特定牛肉（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第3項に規定する特定牛肉をいう。以下同じ。）のうち、次条及び第4条の規格に適合するものをいう。
〔略〕	〔略〕	生産情報公表輸入牛肉	特定牛肉以外の牛肉のうち、第5条及び第6条の規格に適合するものをいう。

2・3 〔略〕

4 第1項の表生産情報の項(10)の薬効別分類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9) 〔略〕

(10) 整胃腸剤（止瀉、吸着、消泡剤を含む。）

(11) 〔略〕

(12) 〔略〕

(13) 肝臓疾患用剤及び解毒剤

(14) 〔略〕

(15) 〔略〕

(16) 〔略〕

(17) 〔略〕

2 前項の表生産情報の項(6)の牛の種別は、次に掲げるとおりとする。

(1) 黒毛和種

(2) 褐毛和種

(3) 日本短角種

(4) 無角和種

(5) (1)に掲げる種と(2)に掲げる種との交雑により生じた種（この種と(1)又は(2)に掲げる種との交雑により生じた種を含む。）

(6) 和牛間交雑種

(7) 肉専用種

(8) ホルスタイン種

(9) ジャージー種

(10) 乳用種

(11) 交雑種

3 前項(6)に規定する「和牛間交雑種」とは、同項(1)から(4)までに掲げる種間の交雑により生じた種（この種と同項(1)から(5)までに掲げる種との交雑により生じた種を含み、同項(5)に掲げる種を除く。）をいい、同項(7)に規定する「肉専用種」とは、牛肉の生産を目的として飼養される牛であって親の牛が同項(8)から(10)までに掲げる種の牛でないものの種（同項(1)から(6)まで及び同項(11)に掲げる種を除く。）をいい、同項(10)に規定する「乳用種」とは、その雌牛が専ら搾乳を目的として飼養される牛の種（同項(8)及び(9)に掲げる種を除く。）をいい、同項(11)に規定する「交雑種」とは、同項(1)から(7)までに掲げる種と同項(8)から(10)までに掲げる種との交雑により生じた種（この種と同項(8)から(10)までに掲げる種との交雑により生じた種を含む。）をいう。

4 第1項の表生産情報の項(10)の薬効別分類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 麻酔剤

(2) 催眠鎮静剤

(3) 解熱鎮痛消炎剤

(4) 鎮痙剤

(5) 自律神経剤

(6) 強心剤

(7) 鎮咳きよ痰剤

(8) 利尿剤

(9) (6)から(8)までに掲げる薬剤以外の循環器官系用剤、呼吸器官系用剤及び泌尿器官系用剤

(10) ホルモン剤

(11) 子宮収縮剤

(12) サルフア剤

(13) 合成抗菌剤

(14) 抗原虫剤

(15) 抗生物質製剤

- (18) 〔略〕
(19) (14)から(18)までに掲げる薬剤以外の病原微生物及び寄生性皮ふ疾患用剤
(20) 〔略〕
(21) 〔略〕
(22) (20)及び(21)までに掲げる薬剤以外の生物学的製剤

(生産情報公表特定牛肉の規格)

第3条 生産情報公表特定牛肉の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
生産情報の記録及び保管	生産情報のうち、次に掲げるものを正確に記録し、かつ、その記録を保管していること。 <u>ただし、認定生産行程管理者が外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせていることをいう。）していない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて購入した肉用子牛のうち、肉用子牛の生産者が給餌した飼料の名称及び使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称が記録及び保管されているもの</u> にあつては、(1)及び(2)の生産情報を有するものとする。 (1)～(6) 〔略〕
〔略〕	〔略〕

第4条 生産情報公表特定牛肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	生産情報の公表の方法を表示してあること。ただし、生産情報が、 <u>小売販売業者以外</u> の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。
表示の方法	生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第524号）第3条第1項第1号に掲げる事項及び生産情報の公表の方法の表示は、

- (16) 内寄生虫駆除剤
(17) (12)から(16)までに掲げる薬剤以外の寄生性皮ふ疾患用剤
(18) ワクチン
(19) 抗血清
(20) (18)及び(19)までに掲げる薬剤以外の生物学的製剤

(生産情報公表特定牛肉の規格)

第3条 生産情報公表特定牛肉の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
生産情報の記録及び保管	生産情報のうち、次に掲げるものを正確に記録し、かつ、その記録を保管していること。 (1) 管理者が給餌した飼料の名称 (2) 管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称 (3) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生の年月日 (4) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生から当該牛が輸入されるまでの間の管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日 (5) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生から当該牛が輸入されるまでの間の牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日 (6) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、出生から当該牛が輸入されるまでの間の牛の管理者の連絡先
生産情報の公表	生産情報を一頭ごとに事実即して公表していること。ただし、いずれの牛から得られた牛肉であるかを識別することが困難であるときは、20頭以内の荷口ごとに事実即して公表していること。

第4条 生産情報公表特定牛肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	生産情報の公表の方法を表示してあること。ただし、生産情報が、 <u>小売業者以外</u> の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。
表示の方法	生鮮食品品質表示基準第3条第1項第1号に掲げる事項及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。

	次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な<u>名称に近接して</u>「生産情報公表牛肉」と記載すること。 (2) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、<u>小売販売業者以外の販売業者</u>にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。		(1) 名称 その内容を表す一般的な<u>名称の次に括弧を付して</u>「生産情報公表牛肉」と記載すること。 (2) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、<u>小売業者以外の販売業者</u>にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
〔略〕	〔略〕	表示禁止事項	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第 3 条及び前条の規定により記録された生産情報並びに生産情報の公表の方法の内容と矛盾する用語を表示していないこと。
(生産情報公表輸入牛肉の規格) 第 5 条 〔略〕 第 6 条 生産情報公表輸入牛肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。		(生産情報公表輸入牛肉の規格) 第 5 条 生産情報公表輸入牛肉の生産の方法についての基準は、生産情報を一頭ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実在即して公表していることとする。ただし、いずれの牛から得られた牛肉であるかを識別することが困難であるときは、20 頭以内の荷口ごとに事実在即して公表していることとする。 第 6 条 生産情報公表輸入牛肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。	
事 項	基 準	事 項	基 準
表示事項	次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(3)に掲げる事項にあつては、生産情報が、<u>小売販売業者以外の販売業者</u>にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実在即して表示されている場合には、省略することができる。 (1)～(3) 〔略〕	表示事項	次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(3)に掲げる事項にあつては、生産情報が、<u>小売業者以外の販売業者</u>にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実在即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 個体識別情報（牛の個体を識別するために必要な番号等をいう。以下同じ。） (2) 前条ただし書の規定により荷口ごとに生産情報を公表している場合にあっては、(1)に掲げる事項に代えて荷口番号（当該荷口を識別するために必要な情報をいう。以下同じ。） (3) 生産情報の公表の方法
表示の方法	生鮮食品品質表示基準第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事項、個体識別情報、荷口番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な<u>名称に近接して</u>「生産情報公表牛肉」と記載すること。 (2) 個体識別情報又は荷口番号	表示の方法	生鮮食品品質表示基準第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事項、個体識別情報、荷口番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な<u>名称の次に括弧を付して</u>「生産情報公表牛肉」と記載すること。 (2) 個体識別情報又は荷口番号

	小売販売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、<u>小売販売業者</u>以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。		<u>小売業者</u>以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、<u>小売業者</u>以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
〔略〕	〔略〕	表示禁止事項	表示事項の項に規定する事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。